

議第163号

呉市道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例の制定について  
 呉市道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例

(呉市道路占用料徴収条例の一部改正)

第1条 呉市道路占用料徴収条例(昭和29年呉市条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正前					改正後				
別表(第4条関係)					別表(第4条関係)				
	占用物件	単位	占用料			占用物件	単位	占用料	
			1級地 (円)	2級地 (円)				1級地 (円)	2級地 (円)
法第3 2条第 1項第 1号に 掲げる 工作物	第1種電柱	1本につ き1年	<u>510</u>	<u>420</u>	法第3 2条第 1項第 1号に 掲げる 工作物	第1種電柱	1本につ き1年	<u>570</u>	<u>480</u>
	第2種電柱		<u>790</u>	<u>650</u>		第2種電柱		<u>870</u>	<u>730</u>
	第3種電柱		<u>1,100</u>	<u>880</u>		第3種電柱		<u>1,200</u>	<u>990</u>
	第1種電話柱		<u>460</u>	<u>380</u>		第1種電話柱		<u>510</u>	<u>430</u>
	第2種電話柱		<u>730</u>	<u>610</u>		第2種電話柱		<u>810</u>	<u>680</u>
	第3種電話柱		<u>1,000</u>	<u>830</u>		第3種電話柱		<u>1,100</u>	<u>940</u>
	その他の柱類		<u>46</u>	<u>38</u>		その他の柱類		<u>51</u>	<u>43</u>
	共架電線その他上空 に設ける線類	長さ1メ ートルに つき1年	5	4		共架電線その他上空 に設ける線類	長さ1メ ートルに つき1年	5	4
	地下に設ける電線そ の他の線類		3	<u>2</u>		地下に設ける電線そ の他の線類		3	<u>3</u>
	路上に設ける変圧器	1個につ き1年	<u>450</u>	<u>370</u>		路上に設ける変圧器	1個につ き1年	<u>490</u>	<u>420</u>
地下に設ける変圧器	占用面積	<u>270</u>	<u>230</u>	地下に設ける変圧器	占用面積	<u>300</u>	<u>260</u>		

		1 平方メートルにつき 1 年		
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1 個につき 1 年	<u>910</u>	<u>760</u>
	郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>380</u>	<u>320</u>
	広告塔	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	<u>1,900</u>	<u>960</u>
	その他のもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	<u>910</u>	<u>760</u>
法第 3 条第 1 項第 2 号に掲げる物件	外径が 0.07メートル未満のもの	長さ 1メートルにつき 1 年	<u>19</u>	<u>16</u>
	外径が 0.07メートル以上 0.1メートル未満のもの		<u>27</u>	<u>23</u>
	外径が 0.1メートル以上 0.15メートル未満のもの		<u>41</u>	<u>34</u>
	外径が 0.15メートル以上 0.2メートル		<u>55</u>	<u>45</u>

		1 平方メートルにつき 1 年		
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1 個につき 1 年	<u>1,000</u>	<u>850</u>
	郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>420</u>	<u>360</u>
	広告塔	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	<u>1,800</u>	<u>870</u>
	その他のもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	<u>1,000</u>	<u>850</u>
法第 3 条第 1 項第 2 号に掲げる物件	外径が 0.07メートル未満のもの	長さ 1メートルにつき 1 年	<u>21</u>	<u>18</u>
	外径が 0.07メートル以上 0.1メートル未満のもの		<u>30</u>	<u>26</u>
	外径が 0.1メートル以上 0.15メートル未満のもの		<u>45</u>	<u>38</u>
	外径が 0.15メートル以上 0.2メートル		<u>61</u>	<u>51</u>

トル未満のもの		
外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	<u>82</u>	<u>68</u>
外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	<u>110</u>	<u>91</u>
外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	<u>190</u>	<u>160</u>
外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	<u>270</u>	<u>230</u>
外径が1メートル以上のもの	<u>550</u>	<u>450</u>

トル未満のもの					
外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	<u>91</u>	<u>77</u>			
外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	<u>120</u>	<u>100</u>			
外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	<u>210</u>	<u>180</u>			
外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	<u>300</u>	<u>260</u>			
外径が1メートル以上のもの	<u>610</u>	<u>510</u>			
法第3条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設	長さ1メートルにつき1年	3	3
				10	9

法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積 1平方メ	910	760	
法第32条第1項第5号に	地下街及び地下室	階数が1のもの 階数が2のもの	Aに0.005を乗じて得た額		1平方メートルにつき1年
			Aに0.008を乗じて得た額		

	置する導線その他の線類					
	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本につき1年	810	680		
	その他のもの	上空に設けるもの 地下に設けるもの	占用面積 1平方メートルにつき1年		510	430
				300	260	
	その他のもの		1,000	850		
法第32条第1項第4号に掲げる施設		占用面積 1平方メ	1,000	850		
法第32条第1項第5号に	地下街及び地下室	階数が1のもの 階数が2のもの	Aに0.004を乗じて得た額		1平方メートルにつき1年	
			Aに0.006を乗じて得た額			

掲げる施設	階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額	
	上空に設ける通路		930	480
	地下に設ける通路		560	290
	その他のもの		910	760
法第3条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		19	10
	その他のもの		190	96
令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	190	96
		その他のもの	1,900	960
	標識		730	610
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時	19	10

掲げる施設	階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額	
	上空に設ける通路		900	430
	地下に設ける通路		540	260
	その他のもの		1,000	850
法第3条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		18	9
	その他のもの		180	87
令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	180	87
		その他のもの	1,800	870
	標識		810	680
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時	18	9

	的に設けるもの			
	その他のもの	1本につき1月	<u>190</u>	<u>96</u>
幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼，縁日その他の催しに際し，一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	<u>19</u>	<u>10</u>
	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	<u>190</u>	<u>96</u>
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	<u>1,900</u>	<u>960</u>
	その他のもの		<u>930</u>	<u>480</u>
令第7条第2号に掲げる工作物	占用面積1平方メートル		<u>910</u>	<u>760</u>
令第7条第3号に掲げる施設	1平方メートルにつき1年	Aに <u>0.033</u> を乗じて得た額		
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	占用面積1平方メートルにつき1月		<u>190</u>	<u>96</u>
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に			<u>91</u>	<u>76</u>

	的に設けるもの			
	その他のもの	1本につき1月	<u>180</u>	<u>87</u>
幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼，縁日その他の催しに際し，一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	<u>18</u>	<u>9</u>
	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	<u>180</u>	<u>87</u>
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	<u>1,800</u>	<u>870</u>
	その他のもの		<u>900</u>	<u>430</u>
令第7条第2号に掲げる工作物	占用面積1平方メートル		<u>1,000</u>	<u>850</u>
令第7条第3号に掲げる施設	1平方メートルにつき1年	Aに <u>0.031</u> を乗じて得た額		
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	占用面積1平方メートルにつき1月		<u>180</u>	<u>87</u>
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に			<u>100</u>	<u>85</u>

掲げる施設				
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占有面積 1平方メートルにつき1年	Aに <u>0.016</u> を乗じて得た額	Aに <u>0.019</u> を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに <u>0.023</u> を乗じて得た額	
	地下(トンネルの上の地を除く。)に設けるもの		Aに <u>0.005</u> を乗じて得た額	
	階数が2のもの		Aに <u>0.008</u> を乗じて得た額	
	階数が3以上のもの		Aに <u>0.01</u> を乗じて得た額	
その他のもの	Aに <u>0.033</u> を乗じて得た額			
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	Aに <u>0.016</u> を乗じて得た額	Aに <u>0.019</u> を乗じて得た額	
	その他のもの	Aに <u>0.012</u> を乗じて得た額	Aに <u>0.013</u> を乗じて得た額	
令第7条第10号に掲げる	建築物	Aに <u>0.023</u> を乗じて得た額		
	その他のもの	Aに <u>0.012</u> を乗じて得た額	Aに <u>0.013</u> を乗じて得た額	

掲げる施設				
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占有面積 1平方メートルにつき1年	Aに <u>0.012</u> を乗じて得た額	Aに <u>0.014</u> を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに <u>0.017</u> を乗じて得た額	
	地下(トンネルの上の地を除く。)に設けるもの		Aに <u>0.004</u> を乗じて得た額	
	階数が2のもの		Aに <u>0.006</u> を乗じて得た額	
	階数が3以上のもの		Aに <u>0.007</u> を乗じて得た額	
その他のもの	Aに <u>0.025</u> を乗じて得た額			
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	Aに <u>0.015</u> を乗じて得た額	Aに <u>0.019</u> を乗じて得た額	
	その他のもの	Aに <u>0.011</u> を乗じて得た額	Aに <u>0.014</u> を乗じて得た額	
令第7条第10号に掲げる	建築物	Aに <u>0.022</u> を乗じて得た額		
	その他のもの	Aに <u>0.011</u> を乗じて得た額	Aに <u>0.014</u> を乗じて得た額	

施設及び自動車駐車場		て得た額	て得た額
令第7条第1号に掲げる施設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの 掲げる 応急仮設建築物 上空に設けるもの その他のもの	Aに <u>0.016</u> を乗じて得た額	Aに <u>0.019</u> を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具		Aに <u>0.033</u> を乗じて得た額	
令第7条第3号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの 掲げる 上空に設けるもの その他のもの	Aに <u>0.016</u> を乗じて得た額	Aに <u>0.019</u> を乗じて得た額
備考	略	Aに <u>0.023</u> を乗じて得た額	
		Aに <u>0.033</u> を乗じて得た額	

施設及び自動車駐車場		て得た額	て得た額
令第7条第1号に掲げる施設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの 掲げる 応急仮設建築物 上空に設けるもの その他のもの	Aに <u>0.015</u> を乗じて得た額	Aに <u>0.019</u> を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具		Aに <u>0.025</u> を乗じて得た額	
令第7条第3号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの 掲げる 上空に設けるもの その他のもの	Aに <u>0.015</u> を乗じて得た額	Aに <u>0.019</u> を乗じて得た額
備考	略	Aに <u>0.022</u> を乗じて得た額	
		Aに <u>0.031</u> を乗じて得た額	

(呉市河川等占用条例の一部改正)



第2条 呉市河川等占用条例（昭和44年呉市条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表（第5条関係）				別表（第5条関係）			
占用物件	占用料			占用物件	占用料		
	単位	1級地（円）	2級地（円）		単位	1級地（円）	2級地（円）
通路	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>910</u>	<u>760</u>	通路	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>1,000</u>	<u>850</u>
板囲い・足場敷	占用面積1平方メートルにつき1月	<u>190</u>	<u>96</u>	板囲い・足場敷	占用面積1平方メートルにつき1月	<u>180</u>	<u>87</u>
材料置場	占用面積1平方メートルにつき1月	<u>190</u>	<u>96</u>	材料置場	占用面積1平方メートルにつき1月	<u>180</u>	<u>87</u>

（呉市準用河川条例の一部改正）

第3条 呉市準用河川条例（平成17年呉市条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表（第5条関係）				別表（第5条関係）			
占用物件	占用料			占用物件	占用料		
	単位	1級地	2級地		単位	1級地	2級地
通路その他これに類するもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>910円</u>	<u>760円</u>	通路その他これに類するもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>1,000円</u>	<u>850円</u>
板囲い・足場敷	占用面積1平方メートルにつき1月	<u>190円</u>	<u>96円</u>	板囲い・足場敷	占用面積1平方メートルにつき1月	<u>180円</u>	<u>87円</u>
材料置場	占用面積1平方メートルにつき1月	<u>190円</u>	<u>96円</u>	材料置場	占用面積1平方メートルにつき1月	<u>180円</u>	<u>87円</u>

	一トルにつき1月			一トルにつき1月		
--	----------	--	--	----------	--	--

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

道路法施行令の一部改正による国道の占用料の額の改定に準じ、本市が管理する道路等の占用料の額の改定を行うとともに、新たな占用許可物件に係る占用料の額を定めるため、この条例案を提出する。